

津波が来るとき、大雨のとき、どこに避難するの？



指定緊急避難場所

大雨による土砂災害、洪水、浸水などの災害から緊急的に避難するところ

避難は「難」を「避ける」ことであり、避難行動にはおもに4つの行動があります。

- ① 市の指定緊急避難場所へ行く、立退き避難
(避難情報発令に伴い、順次開設します。
くわしくは、19ページをご覧ください。)
- ② 自宅が安全な場合は、在宅避難
- ③ 安全な親戚や友人宅へ行く、立退き避難
- ④ 安全なホテルや旅館へ行く、立退き避難

まずは自宅や職場、今いる場所が安全であるかをハザードマップなどで確認してください。危険である場合には気象情報に留意し、気象庁からの警報発表時や市からの避難情報発令時、自らが危険と感じた場合に迷わず避難してください。

津波避難場所 地震発生→津波からにげろ→屋外の高台へ避難

地震が発生した場合、その場で頭を守るなど安全確保を行い、揺れがおさまったら津波から命を守るために屋外の高台へ避難してください。津波警報が発表された場合は、市からの呼びかけを待たずに避難してください(市指定の津波避難場所は、18ページをご覧ください)。

地震津波の際の屋内避難について

地震による津波の場合、建物の安全が確認されるまで屋内への避難は避けるべきです。地震後の避難所の開設は、状況に応じて指定避難所を開設することになります。

福祉避難所 原則、災害直後の直接避難はできません

福祉避難所は、一般の避難所では生活することが難しいかた(要配慮者など)の避難所として開設します。開設のタイミングとしては、各避難所から開設要請があり、福祉避難所である施設の受け入れ体制が整いしだい開設します(市指定の福祉避難所は、18ページをご覧ください)。

子育て支援センター発行の「MITEMITE秋号」に掲載した「防災ボトル」は、すぐに準備

新年には能登半島地震があり、大変驚きましたね。まだまだ大変な思いをされているかたもたくさんいらっしゃると思います。自分たちの身にいつ起こってもおかしくない災害。みなさんは防災対策をしていますか？子育て支援センターを利用されているかたからも「しなければならぬ」と思っているけど「何から準備したらいいかわからない」といった声が聞かれます。ついつい後回しにしてしまっているかたもみえるのではないのでしょうか。しかし、いつ起こるか分からないのが自然災害です。自分や家族の身を守るため、子どもを命を守るためにも今一度、避難バックの見直しと防災対策をしてみませんか。

子育て支援センター発行の「MITEMITE秋号」に掲載した「防災ボトル」は、すぐに準備できて持ち歩きもできるのをおすすめです。どのようなかといつと、ドリンク用のプラスチックボトルに連絡先や救急用品などを入れておくといったものです。外にいる時にはどこに集合するのか「集合場所」を決めておいたり、子どものカバンに笛のキーホルダーをつけたりするなど、小さなことからでもいいので始めてみましょう。小さな子どもたちにはまだ難しいと感じることもありますが、子育て支援センターでも避難訓練や防災講座を毎月開催しています。ぜひ気軽に参加してくださいね。「やるうー」と思ったその時が始めの時。自分と大事な家族の命を守る準備、今から始めましょう。



総務課防災危機管理室



25

1118

一人一人が備えてこ！
防災力UP！鳥羽

vol.131

Vol.69



大切な命を守ろう

みんなで子育て
だっこで
ほっと

子育て支援センター
☎ 25 7225